

【概要】「電気関係報告規則第3条の運用について（内規）」等の一部改正等について

平成 28 年 4 月
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正内容の概要

(1) 「電気関係報告規則第3条の運用について（内規）」の一部改正

電気関係報告規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第40号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、「電気関係報告規則第3条の運用について（内規）」（20120919 商局第9号。以下「運用内規」という。）について、以下の項目をはじめ、所要の改正を行う。

- ①改正省令により報告対象が変更となる「電気工作物に係る物損等事故」（改正後の電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）第3条第1項第3号）の対象事例を規程（太陽光パネルの構外への飛散等）。
- ②改正省令により新たに報告対象となる「発電支障事故」（報告規則第3条第1項第6号）の運用方法等を規定。
- ③改正省令により新たに報告対象となる「電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故」（報告規則第3条第1項第13号）の運用方法等を規定。

(2) 「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）」の制定

改正省令の施行に伴い、「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（平成16年3月31日付け平成16・03・26原院第3号。以下「旧内規」という。）」に基づきこれまで保存することを求めていた書類について、国へ提出することとなるため、保存を求める旨を除いた「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）」を新たに制定する。また、旧内規は廃止する。

(3) 電気関係報告規則第3条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について（内規）」の一部改正

改正省令の施行に伴い、「電気関係報告規則第3条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について（内規）」（20120919 商局第9号）の一部を改正し、電気事業者に提出を求める様式と同内容を提出することを産業保安監督部等に対し求めることとする。

2. スケジュール

平成 28 年 4 月 公布・施行